

アメリカ不法行為法における出訴期限

—過失による不法行為での積極的抗弁—

標 博 行

はじめに

他者の行為で損害を被ったとしても、何らかの理由で損害賠償を得ることができない場合がある。大別すれば不法行為が成立しない場合と、訴訟提起の時間的制限が徒過し訴権が消滅する場合である。後者の時間的制限とは出訴期限(statute of limitations: 出訴期限法とも訳される)のことである。アメリカでは、期限内に訴えを提起しなければ手続法上何の権利も主張できない効果を生じさせると考えられている⁽¹⁾。

出訴期限と対比されるのが出訴期間限定(statute of repose: 出訴期間限定法とも訳される)である。出訴期限が訴訟原因の発生時を起算点として開始期限内に訴えを提起しなければならないことに対して、出訴期間限定は一定期間訴え提起ができないことを意味する⁽²⁾。出訴期限が訴権を消滅させる効力をもつことに対して、出訴期間限定は実体法であり実体法上の権利の定立と消滅させる効力をもつ⁽³⁾。出訴期限と出訴期間限定が併存していれば、両者の時間的制限が満足されない限り訴えの提起はできないことになる⁽⁴⁾。

また出訴期限は、司法裁量により変更されないものともとらえられ⁽⁵⁾、

-
- (1) Cole v. Silverado Foods, Inc., 78 P.3d 542, 547 (Okla. 2003).
 - (2) 51 Am. Jur. 2d Limitation of Actions § 4 (updated 2020).
 - (3) *Id.* at § 25.
 - (4) *Id.* at § 78.
 - (5) Fisher v. Anderson, 667 S.E.2d 292, 293 (N.C. 2008).

アメリカの司法制度での基本とされてきた⁽⁶⁾。実体法上の請求にかかる要件を明確化するために、訴訟手続では訴答(pleading)、証拠開示手続(discovery)、そして事実審理(trial)が行われる。証拠開示手続と事実審理での裁判官または陪審による終局の事実認定は、証言が比較的記憶に新しいものであれば信頼性をもつ。その結果、訴訟提訴が遅延することは事実認定の正確さを損なうことになる⁽⁷⁾。出訴期限は合衆国憲法が命ずる適正手続の違反とはされておらず⁽⁸⁾、判例法ではなく制定法により定められている⁽⁹⁾。証拠の確保を目的として過去の訴訟を参考に規定されているため⁽¹⁰⁾、適切な訴え提起の期限を構成する立法政策ともいえるものである⁽¹¹⁾。

このように、出訴期限が徒過すれば原告が主張する被告の不法行為の有無を判断する審理がなされないことになる。従前より出訴期限は原告からの訴状が送達された後に、防訴抗弁(demurrer)で申し立てる抗弁(defense)と位置づけられてきた⁽¹²⁾。とりわけ、原告の主張する事実を正しいとしながら、新しい事実を提示することで責任を負うことはないと主張する、積極的抗弁(affirmative defense)である⁽¹³⁾。そこで、本稿では訴え提起の時間的制限を負わせる複雑な法概念である出訴期限が成立した背景、出訴期限の起算点を巡る争い、そして出訴期限の進行が停止される場合について検討し、出訴期限を巡る問題に考察を加える。

(6) Board of Regents of University of State of N. Y. v. Tomanio, 446 U.S. 478, 487 (1980).

(7) *Id.*

(8) Chase Securities Corp. v. Donaldson, 325 U.S. 304, 309 (1945).

(9) Bradway v. American Nat. Red Cross, 992 F.2d 298, 301 (11th Cir. 1993).

(10) Godoy v. Wells Fargo Bank, N.A., 575 S.W.3d 531, 538 (Tex. 2019).

(11) Matter of Russell, 211 A.3d 426, 436 (Md. 2019).

(12) Thomas E. Atkinson, *Pleading the Statute of Limitations*, 36 YALE L. J. 914, 918 (1927).

(13) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 288C (1965).

一 イングランドにおける出訴期限の成立背景

イングランドのコモン・ローは、訴訟が一定の期限内に提訴されることを求めていなかった。11世紀のアングロ・サクソン王朝からノルマン王朝初期にかけて、コモン・ローでは裁判所の監督下での自力救済(self-redress)が認められていた⁽¹⁴⁾。しかし、出訴期限を定めるのは裁判所によるコモン・ローではなく、議会による制定法ととらえられるようになってきた。12世紀のヘンリー2世の治世下の立法で、土地への単純不動産権(fee simple)侵害を回復するための権利令状(writ of right)による訴え提起に時間的制限がかけられ、そして13世紀初頭のヘンリー3世の治世下でマートン法(statute of Merton: 20 Hen. III, c. 2)により訴権の消滅が規定された。その後、13世紀後半のエドワード1世の治世下でも訴権の消滅を定める2つの法律(Statutes of 3 Edw. I, c. 39, 13 Edw. I, c. 46)が相次いで制定された⁽¹⁵⁾。以上の傾向と同様に、13世紀の裁判官であったブラクトン(Henry de Bracton)は、一定の時間の経過により訴えの提起が制限されることを主張していたのである⁽¹⁶⁾。

時代が下った1540年には、ヘンリー8世の治世下でのイングランド議会は、法律第32の第2章(Act 32 Hen. VIII. ch. 2)を制定した。本章は、土地所有の争いに関する訴権が行使されるべき期限を定めていた⁽¹⁷⁾。ブラクトンの時代とは異なり議会による制定法が各法領域で詳細に訴権を制限することになったのである。

その後、16世紀後半から17世紀初頭にかけてのジェームズ1世の治世

(14) Gordon Stewart Cowan, *The Effect of the Statute of Limitations on Self-Help Methods of Redress*, 9 CAN. B. REV. 461, 462 (1931).

(15) マートン法はヘンリー2世の治世下での例を引き継いで制定された。2 John B. Minor, *INSTITUTES OF COMMON AND STATUTE LAW* 3d ed. 564 (1882).

(16) Henry F. Buswell, *STATUTE OF LIMITATIONS AND ADVERSE POSSESSION WITH AN APPENDIX CONTAINING THE ENGLISH ACTS OF LIMITATION* 12 (1991).

(17) Minor, *supra* note 15, at 563-66.

で、商人間での一部の取引を除き⁽¹⁸⁾提訴に時間的制限が設定されるようになってきた⁽¹⁹⁾。ジェームズ1世の治世下での議会で、制定法第21の第16章(Statute 21 James I. ch. 16.)が制定されたからである。本章は、不動産侵害(trespass quare clausum fregit)では訴訟原因となる損害が発生してから6年、身体的強迫(assault)や身体的接触(battery)では損害が発生してから4年など、不法行為訴訟における出訴期限を加えたのであった⁽²⁰⁾。16世紀から17世紀の裁判官であったコーク(Edward Coke)は、13世紀にブラクトンが示したルールには例外が必要であり、議会が制定するルールでなければならぬと考えていた⁽²¹⁾。まさに、この考えが後年になり出訴期限の進行停止として反映されたのであった。

イングランドにおいてはコモン・ロー初期の例外を別として、次第に議会により訴権が制限されることになり、時代の経過とともに裁判所もそれを当然ととらえるようになってきたのである。1705年にエクィティ裁判所は1705年にDupleix v. De Roven⁽²²⁾でこれを認めた。本判決は、ジェームズ1世治世下の法律第21の第16章に基づいて、国外居住の原告である債権者には出訴期限が適用されない旨の判断を示したのである⁽²³⁾。

二 アメリカにおける出訴制限法とその根拠

その後アメリカに受け入れられた出訴期限は、州制定法により規定されることになった。当該規定は期限の長さには相違があるものの同一の内容をもつものであった⁽²⁴⁾。アメリカの諸州での出訴の期限を定める出訴期限法

(18) この商人間での取引の中でも、1795年のCatling v. Skoulding 101 Eng. Rep. 504, 505 (1795)は、未決済勘定(open account)が提訴の時間的制限に服さないと判示したのであった。

(19) Harold R. Medina, CASES ON NEW YORK PLEADING AND PRACTICE 526 (1928).

(20) Buswell, *supra* note 16, at 557-58.

(21) *Id.* at 12.

(22) 23 Eng. Rep. 950 (1705).

(23) *Id.* at 951.

(24) Buswell, *supra* note 16, at 15.

は、ジェームズ1世の制定法第21のいわば写本ともいえるものであった。そのため、個々の州法に独自性を与えるのではなく統一的に解釈されたのである。さらに、出訴期限法が制定される際には、州議会が特別な意図を示さなければ、既に他州の制定法で規定された文言が用いられていたのである⁽²⁵⁾。1801年には現行制定法集(Revised Statutes)が編纂され、ジェームズ1世の制定法と同一の解釈を施すことになった⁽²⁶⁾。これは長い間行われることになった。例えばニュー・ヨーク州では、現行制定法集は1848年に民事訴訟法典が制定されるまで効力を保ったのである⁽²⁷⁾。

アメリカにおいても出訴期限は、イングランドと同様に将来に行きわたる訴権に対して適用され、特定人がもつ所有権など既に確定した権利(vested right)を完全に否定するものとはとらえられなかった⁽²⁸⁾。出訴期限は一定の期限を経過した後に訴えを提起することを遮断するが、遡及的な法適用と契約を侵害するものとはされていなかったのである。そもそも合衆国憲法第1編第10条第1項は、事後法すなわち遡及して適用する法の制定と契約上の債権債務関係の侵害を禁じている⁽²⁹⁾。そこで州裁判所は、州議会の制定する出訴制限法が合衆国憲法にいう事後法には該当せず契約の侵害も行っていないと判断していたのである⁽³⁰⁾。

以上のように、出訴期限法の制定初期といえる19世紀前半では当該法が遡及して適用されるのか、また契約上の債権債務関係を侵害するか否かが出訴期限法の主たる争点であった。合衆国最高裁判所はこの争点について、1819年のSturges v. Crowninshieldで、合衆国憲法が禁ずる事後法と契約侵害に違反するものではないと判断したのである⁽³¹⁾。本件は債権の請求

(25) *Id.* at 16.

(26) Medina, *supra* note 19, at 527.

(27) *Id.*

(28) Evans v. Montgomery, 4 W. & S. 218, 219 (Pa. 1842).

(29) U.S.C.A. Const. Art. I § 10, cl. 1.

(30) Dash v. Van Kleeck, 7 Johns. 477, 480 (N.Y. 1811).

(31) Sturges v. Crowninshield, 17 U.S. (4 Wheat.)122 (1819).

の期限を定める1811年のニュー・ヨーク州の出訴期限法が既に締結された契約を侵害するかが争われた。本判決は、まず一定の期間で出訴を制限することが州議会の恣意により行われているのであれば、既に確定した権利を侵害するものとなると指摘した。次に、本件では契約当事者の権利を不正義に剥奪していないため実体法上の権利を否定するのではないと述べた⁽³²⁾。そして、契約上の債務を侵害していないため合衆国憲法違反とはならないと判示したのである⁽³³⁾。

本判決以降、出訴期限の根拠が裁判所により検討された。根拠として示されたものの第1は、原告自らが訴えの提起を遅延する選択をしたとする考えであり、この典型が、1820年のマサチューセッツ州控訴裁判所判決のLe Roy v. Crowninshield⁽³⁴⁾である。本判決では、出訴期限それ自体が救済を消滅させるのではなく、原告の選択によりそれがなされたと判示されている⁽³⁵⁾。第2は、立法政策との適合性である。一定期間を超過して行使されない訴権を消滅させて救済を差し控えることは、立法政策に適うものであるととらえる考えである。合衆国最高裁判所は1827年のOgden v. Saunders⁽³⁶⁾でこの見解を示した。合衆国議会が他州と大きく相違しない程度で州議会に出訴期限法の制定を認めたのは、立法政策の視点からであったと述べたのである⁽³⁷⁾。合衆国最高裁判所は、1876年のChemung Canal Bank v. Lowery⁽³⁸⁾で立法政策を出訴期限の根拠にする考えを継受している。本判決は原告の実体的権利を審理するのではなく、より広い立場から出訴期限を見るべきであると述べており⁽³⁹⁾、出訴期限の根拠を広い立場すなわち政策に求めていることが解されるのである。

(32) *Id.* at 189-90.

(33) *Id.* at 191.

(34) 15 F. Cas. 362 (Ma. 1820).

(35) *Id.* at 369.

(36) 25 U.S. (12 Wheat.) 213 (1827).

(37) *Id.* at 310.

(38) 93 U.S. (3 Otto.) 72 (1876).

(39) *Id.* at 78.

さらに、訴え提起の時間的制限が制定法である出訴期限法によるものであるため、立法部の有効な裁量に出訴期限の根拠を求めた合衆国最高裁判所判決がある。1830年のJackson ex dem. Hart v. Lamphire⁽⁴⁰⁾である。本判決は、1797年に成立したニュー・ヨーク州法上の不動産譲渡の訴えでの出訴期限が、不動産譲渡証書を記録するためのやむにやまれぬ(compelling)正当な政策に由来するものであり、州議会の妥当な裁量に基づくものであると述べた⁽⁴¹⁾。そして、州制定法の出訴期限にかかる文言が不合理で一方当事者にのみ不正義となる際には、裁判所が介入することになると付言したのである⁽⁴²⁾。

イングランドで成立した出訴期限法が受け入れられたアメリカでは、19世紀を通じてその根拠が明確にされてきた。州および連邦裁判所は、合衆国憲法に定める事後法と契約の変更の禁止との関係を検討しながら、原告の選択で救済が否定されることそして州議会の政策や裁量に基づいて、出訴期限を正当化してきたのである。現在に至るまでに判例や学説が多くの根拠を示してきた。原告の意思により訴え提起を遅延することで請求を放棄したと位置づける判例もある⁽⁴³⁾。これらを検討した上でドブbs(Dan B. Dobbs)教授は、現在では正義と手続的考慮を重視した以下の根拠を提言している。第1は、記憶が薄れることにより証拠能力が低下するため、時機を失った請求は禁止すべきであること。第2は、裁判所で非常に古い苦情を取り上げることにより、その苦情を解決するというよりも対立が生じるため、時間の経過により収まった紛争が再開されるべきではないこと。第3は、実際に一定期間経過後に被告になれば、彼は安寧を妨げられることになることである。記憶が薄れて証人も見つからない中で、被告は応訴

(40) 28 U.S. (3 Pet.) 280 (1830).

(41) *Id.* at 290.

(42) *Id.*

(43) *See, e.g., Davis v. Provo City Corp.*, 193 P.3d 86 (Utah 2008).

することになるからである⁽⁴⁴⁾。そして第4に、出訴期限を遵守すれば恣意性と不正義を排除できることである⁽⁴⁵⁾。

三 出訴期限の起算点

1. 現実の過失行為または損害発生時

出訴期限の進行が開始する時点、つまり起算点は、過失による不法行為の場合、原則として不法行為が完成したと推定される被告の過失行為時または損害発生時である。不法行為リステイトメント第2版のコメントによれば、法的に保護される原告の利益が侵害されると不法行為が完成すると述べられている⁽⁴⁶⁾。例えば、自動車の過失運転の場合には、過失運転により他者の自動車に衝突して損害を与えた時から出訴期限が進行することになる。それでは、医療過誤の場合、被告の過失行為時または損害発生時のいずれが出訴期限の起算点として妥当であるのか。外科手術における医療過誤では手術でのミスと患者への損害が同時に発生するため、過失行為と損害発生時点を区別することはない⁽⁴⁷⁾。しかし、診断での過誤と実際の症状が現れるまでに時間差がある場合、発症によって過誤が初めて認識されることになる。そのため、発症時つまり損害発生認識時を出訴期限の起算点ととらえるのが妥当ということになる⁽⁴⁸⁾。

医療過誤での特性を考慮して、いくつかの州では制定法が診断時または発症時のいずれかを定めている⁽⁴⁹⁾。とりわけガン発見での過誤については、判例においてガン発症の客観的確認を理由として、ガンの症状の出現時点を出訴期限の起算点としている⁽⁵⁰⁾。また、裁判所は損害を法的意味で

(44) *Order of Railroad Telegraphers v. Railway Express Agency*, 321 U.S. 342, 348-49 (1944).

(45) Dan B. Dobbs, *THE LAW OF TORTS*, 2d ed. § 241 (updated 2020).

(46) *RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS* § 899, cmt. c (1979).

(47) *Stuard v. Jorgenson*, 249 P.3d 1156, 1160 (Idaho 2011).

(48) *Paul v. Skemp*, 625 N.W.2d 860, 864 (Wis. 2001).

(49) 例えばアイダホ州出訴期限法に見られる。See, I.C. § 5-219, 4.

(50) *Wyman v. Eck*, 390 P.3d 449, 451 (Idaho 2017).

の被害者の保護法益に対する違法行為の結果という広範なものではなく、より具体的に明確かつ身体的または精神的損害であり賠償可能なものと解している⁽⁵¹⁾。一方で、出訴期限の起算点を明確に定めていない州では、裁判所がそれを解釈することになっている⁽⁵²⁾。ベリリウムを含む製品の製造に従事していた労働者が、慢性ベリリウム症に罹患し呼吸困難に陥ったとして損害賠償を求めた事件では、事実について詳細に検討する必要性から、下級審の略式判決を退けている⁽⁵³⁾。事件が有害物質曝露による損害であったことも、詳細な損害発生についての事実審理が必要とされたと推定できる。しかし、他の事案においても損害につき詳細な検討が必要であることはいうまでもない。事実の詳細な検討がなされるのであれば、被告の過失行為よりも損害発生の方が一層客観的に認識できることになる。したがって、具体的事実から起算点を客観的に判断することを目的とすれば、過失行為時または訴訟原因発生時ではなく、原告に損害が発生した時点を起算点ととらえるのが妥当となる。

2. 損害発生の発見時

損害発生時を起算点としたとき、この時点を特定するための事実関係の精査が必要となる。また損害発生の発見がなされず、被害者が損害を認識していなければ出訴期限が経過する可能性もある。そこで、過失行為時または損害発生時を起算点とすることに固執せず⁽⁵⁴⁾、損害発生の発見時点を出訴期限の起算点とすることも考慮されるべきである。有害物質は潜伏性が多く、多年の経過後に徐々に致命的な損害を発生させるため、この対応が求められるのである。

過失行為時または損害発生時を出訴期限の起算点にする問題について

(51) MacRae v. Group Health Plan, Inc., 753 N.W.2d 711, 720 (Minn. 2008).

(52) O'Stricker v. Jim Walter Corp., 447 N.E.2d 727, 730 (Ohio 1983).

(53) Genereux v. American Beryllia Corp., 577 F.3d 350, 368 (1st Cir. 2009).

(54) Shearin v. Lloyd, 98 S.E.2d 508, 512 (N.C. 1957).

は、早くも19世紀末に現実に損害発生を知った時を出訴期限の起算点とした判断が示されていた。1895年のペンシルベニア州最高裁判所による *Lewey v. H. C. Frick Coke Co.*⁽⁵⁵⁾ である。原告の所有地に石炭が埋蔵されているのを知った被告が、被告所有地から穴を掘り原告所有地の地中に埋蔵された石炭を採掘した。7年もの間、原告は被告の行為を知ることはなかった。原告は被告に対して不動産侵入(*trespass to land*)を原因とした損害賠償を請求した。被告は出訴期限の抗弁をしたが、同裁判所は原告が損害発生を知らないにも関わらず出訴制限が徒過したことは衡平に反すると述べて、出訴制限が完成していないと判示したのである⁽⁵⁶⁾。

有害物質での損害については、潜伏性を理由に損害発見時が出訴期限の起算点とされている。例えば、幼児期に被告の有毒溶剤に曝露し成年に達した後に白血病を発症する場合や⁽⁵⁷⁾、その他潜伏性の疾患については⁽⁵⁸⁾、損害発見時を起算点として出訴期限が開始すべきと判断されている。またカリフォルニア州法では、有害物質の曝露による被害での出訴期限の起算点を、その有害性が認識された時点であると規定している⁽⁵⁹⁾。

以上のように有害物質については、合衆国最高裁判所をはじめとして裁判所は損害発生を発見した時を出訴期限の起算点と判断する傾向にある。この例に合衆国最高裁判所の *Urie v. Thompson*,⁽⁶⁰⁾ がある。本件は、シリカ粉塵を30年間吸入しつづけた鉄道員が、その後10年を経過した際に肺に炎症を起こすケイ肺(*silicosis*)を発症し、雇用先の鉄道会社を相手取って損害賠償を請求した有害物質不法行為(*toxic torts*)の初期事案である。本判決は、従前より出訴期限法が、権利侵害の認識後に一定の期限内で救済請求する目的をもつため、本件で出訴期限が完成したと判断するのは当

(55) 31 A. 261 (Pa. 1895).

(56) *Id.* at 264.

(57) *Stahle v. CTS Corp.*, 817 F.3d 96, 104 (4th Cir. 2016).

(58) *Ridgway Lane & Associates, Inc. v. Watson*, 189 So. 3d 626, 629 (Miss. 2016).

(59) Cal.C.C.P. § 340.8 (a), (b).

(60) 337 U.S. 163 (1949).

該目的に反すると述べた⁽⁶¹⁾。そして出訴期限が完成した後に疾病が発見されても訴権が消滅することはなく、その発見時が出訴期限の起算点になると判断したのである⁽⁶²⁾。

損害の発見時が起算点になるとはいえ、相当な努力(reasonable diligence)をしても出訴期限完成時までに損害が発見できなかった事実を示さなければならない⁽⁶³⁾。相当な努力とは、原告が勤務中に扱っている物質には曝露した際に潜伏性の疾患を発症する性質があることを知り、または知るべきであることを意味している⁽⁶⁴⁾。なお、発見につき相当な努力を行使するとはいえ、これは高度な努力義務ではなく、一般通常人が行う相当な注意で足りるとされている⁽⁶⁵⁾。そこで原告は、第1に原告が現実に損害を被ったことの立証と⁽⁶⁶⁾、第2に実際に被告の行為が損害に対して因果関係があることについての立証を行うことになる⁽⁶⁷⁾。

四 継続的不法行為と継続的医療行為での出訴期限の起算点

1. 継続的不法行為と出訴期限の起算点

水質汚濁などの環境破壊が、防止されることなく継続している場合がある。これは継続的不法行為(continuing torts)と呼ばれている⁽⁶⁸⁾。工場排水に含まれる有害物質が河川へ流出し堆積した結果、長年にわたり有害物質による汚濁が見られるのが一例である。また、産業廃棄物を土壌内に遺棄した結果、そこから浸潤した有害物質により土壌汚染が継続することもあ

(61) *Id.* at 170.

(62) *Id.* at 171.

(63) *Fox v. Ethicon Endo-Surgery, Inc.*, 110 P.3d 914, 921 (2005).

(64) *Blanyar v. Genova Products Inc.*, 861 F.3d 426, 432 (3d Cir. 2017).

(65) *Barrett v. Montesano*, 849 A.2d 839, 844 (2004).

(66) *Barnes v. Koppers*, 534 F.3d 357, 365 (5th Cir. 2008).

(67) *Wilson v. Brandt*, 406 P.3d 452, 457 (Mont. 2017).

(68) *See, e.g., Robert J. David, Professional Liability*, 49 LA. B.J. 333, 334 (2002). 環境汚染やシリカ粉塵によるケイ肺症など有害物質の人体への影響などがそれに該当する。

る。銅の精錬工場の排水による汚染では、過失による不法行為のみならず、ニューサンス(nuisance)などの不法行為を理由に損害賠償が請求されることになる⁽⁶⁹⁾。産業廃棄物の遺棄という行為が土壌汚染という損害を継続的に発生させているわけである。このように不法行為が継続していると、出訴期限は不法行為が停止してから進行するのが妥当と考えられる。

継続的不法行為は、典型的には不動産に対して有害かつ迷惑で不快感を与えるニューサンス⁽⁷⁰⁾や、物理的に侵入することにより動産や不動産の使用を妨害するトレスパス(trespass)⁽⁷¹⁾などで発生する。これらの不法行為では、不法行為が継続的に発生し未認定ながら損害を多発し続けることになる。したがって、このような状態では、損害の発生はすべて停止したことにはならない。暫定的または部分的な損害の発生が継続していることになる⁽⁷²⁾。また、原告の不動産へのニューサンスが継続しているのを知りつつ被告がそれを停止しなかったことも、不動産侵害の継続を意味する⁽⁷³⁾。これらの状況から勘案すると、不法行為が停止した時点を出訴期限の起算点にすべきであると判断されるのである⁽⁷⁴⁾。

しかし、同一の原因による損害発生が継続的不法行為を定義するものであるため、当該原因の明らかに異なる損害の連続は継続的不法行為を構成しない。各々の不法行為発生時から出訴期限が進行することになる。例えば、被用者が何年もの間、雇用者に振出された有価証券を被用者名義の口座に換金して入金する横領を行っている場合が想定できる。口座に有価証券を換金して入金する行為は類似しているものの、個々の取引であり訴訟原因が異なるため、継続的不法行為には該当しないわけであ

(69) *Christian v. Atlantic Richfield Co.*, 358 P.3d 131, 148 (Mont. 2015).

(70) 樸博行『アメリカ民事法入門第2版』231-235頁(勁草書房、2019)を参照。

(71) 前掲樸博行・167-169頁を参照。

(72) *Burley v. Burlington Northern & Santa Fe Ry. Co.*, 273 P.3d 825, 828 (Mont. 2012).

(73) *Id.* at 839.

(74) *Id.* at 828.

る⁽⁷⁵⁾。また、時間の継続の中で即時かつ直接損害を与える結果をもたらす損害発生時点があれば、この時点が出訴期限の起算点となり当該期限が進行することになる⁽⁷⁶⁾。

2. 継続的医療行為での起算点

医療過誤での継続的不法行為は、特定の疾病に対する治療が継続的に行われている場合が該当する⁽⁷⁷⁾。この場合には、医師と患者との関係を維持して治療を継続させる目的の継続的医療行為(continuous treatment)のルールが適用される。継続的医療行為とは、過誤による疾病やケガの治療がなされた後も、治療が継続している状態を指す⁽⁷⁸⁾。医療過誤での出訴期限の起算点は、原則として被告の医療過誤が発生した時点ととらえられてきた⁽⁷⁹⁾。治療が継続的に行われている場合も起算点は過失行為の発生時と考えられていた。しかし、継続的に治療が行われている間に医療過誤が発生していれば、過失の時点を特定できないことがある。そこで、時間帯的に医療行為の継続性が認定できれば、時間帯の最後の時点つまり治療の最終日を出訴期限の起算点とするのである⁽⁸⁰⁾。継続的医療行為の要件については、①医療過誤に基づく治療が連続して継続しており、②治療が過誤と密接な関係にあれば該当されるとされている⁽⁸¹⁾。治療行為が過失であることは、医療過誤の前提となるものであり、なおかつ継続性が求められるので

(75) Copier Word Processing Supply, Inc. v. WesBanco Bank, Inc., 640 S.E.2d 102, 108 (W. Va. 2006).

(76) Engine Rebuilders, Inc. v. Seven Seas Import-Export & Merc., Inc., 615 P.2d 871, 874 (Mont.1980).

(77) Zielinski v. Kotsoris, 901 A.2d 1207, 1214 (Conn. 2006).

(78) Borgia v. City of New York, 187 N.E.2d 777, 779 (N.Y. 1962).

(79) Zielinski, 901 A.2d at 1214.

(80) Forshey v. Jackson, 671 S.E.2d 748, 758 (W.Va. 2008). ただし、例えばHIVウイルスへの感染が医療過誤行為によるものではないと判定されると、治療の最終日が起算点にはならないことになる。See, Hoemke v. New York Blood Center, 912 F.2d 550, 555 (2d Cir. 1990).

(81) Cunningham v. Huffman, 609 N.E.2d 321, 325 (Ill. 1993).

ある。

継続的医療行為でなければ、原則通り医療過誤の発生した時点が起算点ということになる⁽⁸²⁾。つまり、医療過誤行為を行っても以降の治療が医療過誤に関連しない医療行為であれば、それは継続的医療には該当しない⁽⁸³⁾。継続的医療ルールの目的は、医療過誤の際に出訴期限の進行を停止させることであり、正しい治療を受けられるよう医師に求めるものではない⁽⁸⁴⁾。そのため、医療過誤において専門家ではない原告は継続的医療行為か否かの判断がつかず、出訴期限の起算点を特定することができないため訴え提起が困難となるのである。

3. 潜在的疾病への対応

雇用期間中に、アスベストなど潜在的疾病(latent disease)を発症させる有害物質に曝露し、長期間経過した後に実際に発症する場合がある。潜在性を判定する具体的基準は示されていないが、実際に裁判所は疫学的に潜在性を認定された疾病については潜在的疾病と位置づけていると推定できる。この潜在的疾病の事案では、原告が損害発生を発見する時点を出訴期限の起算点と判断する例がある⁽⁸⁵⁾。しかし、実際には統一された基準は存在していない。一般的には、原告は疾病と有害物質曝露との間の因果関係のみならず、当該曝露が適切な注意をもってしても回避できなかったことを示さなければならない⁽⁸⁶⁾。

20世紀初頭では、有害物質事案において潜伏期を考慮に入れず過失行為時を起算点とする例が見られた。1933年のアーカンソー州最高裁判所の判決では、鉛毒の影響が接触した後に発生したとしても過失行為時を起

(82) Young v. Williams, 560 S.E.2d 690, 693 (Ga. 2002).

(83) Langner v. Simpson, 533 N.W.2d 511, 521 (Iowa 1995).

(84) Cefaratti v. Aranow, 138 A.3d 837, 847 (Conn. 2016).

(85) Le Vine v. Isoserve, Inc., 334 N.Y.S.2d 796, 799 (1972).

(86) See, e.g., Childs v. Haussecker, 974 S.W.2d 31, 43 (Tex. 1998).

算点としていたのである⁽⁸⁷⁾。1940年に、同裁判所は労働者が雇用期間に吸引したシリカ粉塵を原因とする後年のケイ肺症の発症についても、雇用者の過失行為時つまり吸引時を起算点としている⁽⁸⁸⁾。同様に1935年のジョージア州控訴裁判所は、肺結核患者の同僚から当該疾病に感染した場合、出訴期限の起算点は疾病の発症時であると判断している⁽⁸⁹⁾。

しかし、後年になると、この厳格な起算点の解釈は変更され、継続的不法行為を根拠とした起算点になってきた。この例が1976年のアラバマ州南部地区連邦地方裁判所による *Simmons v. American Mut. Liability Ins. Co.* である⁽⁹⁰⁾。本判決は、危険な労働環境でのケイ肺の発症は継続的不法行為ととらえることができるため、雇用の最終日を出訴期限の起算点とするのが妥当であると判断したのである⁽⁹¹⁾。その後、出訴期限の起算点を過失行為時と定める州では、アスベストを原因とする疾病の発症に対する損害賠償請求の出訴期限は、最後に吸入した時点から進行すると弾力的に解されている⁽⁹²⁾。一方で、損害発見時を起算点とする州では、疾病に罹患したことを発見した時点が起算点であるとしている⁽⁹³⁾。具体的には、シリカやアスベストを原因とする疾病の発症が診察により判然とした時を出訴期限の起算点とするのである⁽⁹⁴⁾。これは専門家ではない原告に有利となる。そこで、出訴期限の起算点を過失行為時と定める州でも、起算点を最終の

(87) *Field v. Gazette Pub. Co.*, 59 S.W.2d 19, 20 (Ark. 1933).

(88) *Barksdale v. Silica Products Co.*, 137 S.W.2d 901, 902 (Ark. 1940).

(89) *Dalrymple v. Brunswick Coca-Cola Bottling Co.*, 181 S.E. 597, 598 (Ga. 1935).

(90) 433 F. Supp. 747 (S.D. Ala. 1976).

(91) *Id.* at 751.

(92) *Steinhardt v. Johns-Manville Corp.*, 430 N.E.2d 1297 (N.Y. 1981).

(93) *McIntosh v. A & M Insulation Co.*, 614 N.E.2d 203 (Ill. 1993).

(94) *Sopko v. Dowell Schlumberger, Inc.*, 21 P.3d 1265 (Alaska 2001). 本件はアラスカ州の事案であるが、その他にインディアナ州(*Evenson v. Osmose Wood Preserving Co. of America, Inc.*, 899 F.2d 701 (7th Cir. 1990).) やワシントンD.C. (*Wilson v. Johns-Manville Sales Corp.*, 684 F.2d 111 (D.C. Cir. 1982).)、そしてオハイオ州(*Clutter v. Johns-Manville Sales Corp.*, 646 F.2d 1151 (6th Cir. 1981).)でも同様な判断が示されている。

過失行為時とすれば、原告がその時点のある程度特定しやすくなる効果を発生させられるのではないだろうか⁽⁹⁵⁾。

五 出訴期限の進行停止

1. 出訴期限の進行停止の意味

原告が行為能力の制限や拘禁など精神的にも身体的にも能力を欠如している場合には、出訴制限の進行が停止(tolling)される。この停止とは、出訴期限の停止(stay)または期限進行の中断(suspension)を意味し、猶予期間(grace period)または時間延長(time extension)とも換言されている。ニュー・ヨーク州民事訴訟規則(Civil Practice Law and Rules: CPLR)で、出訴期限が進行した未成年者または精神障害を負った者は訴え提起の時間延長(extended times for bringing suit)が認められると定められているように⁽⁹⁶⁾、多くの場合には停止または中断ではなく出訴期限の延長が規定されている⁽⁹⁷⁾。

出訴期限の進行が停止されるためには、出訴期限法がその旨を定めていなければならない。例えばニュー・ヨーク州民事手続規則では、当該規則に定める特定の時間内に訴えを提起しなければならない旨を規定し、そして訴え提起にかかる期限を裁判所により延長することを禁じている⁽⁹⁸⁾。倒産手続では破産管財人以外には出訴期限の停止を主張できない。連邦破産法は破産管財人に対する出訴期限の進行停止を定めているが⁽⁹⁹⁾、それ以外の他の者に対して定めがないためである⁽¹⁰⁰⁾。

以下に見るように、出訴期限法では多くの期限の進行を停止させるルー

(95) 1A American Law of Torts § 5:27 (updated 2020).

(96) N.Y. C.P.L.R. § 208.

(97) Dobbs, *supra* note 45, at § 246.

(98) N.Y. C.P.L.R. § 201.

(99) 11 U.S.C.A. § 108.

(100) つまり、出訴期限の進行停止が適用されないのは、州制定法上その旨が規定されていないためである。これについては、船員が倒産手続の申立てを行っている。海商法上の請求については出訴期限が経過したとミズーリ州東部地区連邦破産裁判所は判断している。See, *Mamer v. Apex R.E. & T.*, 852 F. Supp. 870, 872 (E.D. Mo. 1994).

ルがある。しかし、当該ルールが適用されない場合がある。その第1は、後続して訴訟提起がなされる可能性がある場合である。つまり出訴期限の進行停止が申し立てられると、その審理が後続する訴訟の本案審理と重複する。そこで、重複審理を回避するために当該ルールが適用されないのである。例えば、夫婦間の紛争が離婚の訴訟原因になれば、離婚訴訟が提起されるまで停止できない⁽¹⁰¹⁾。夫が妻に対して身体的接触(battery)を行えば損害賠償請求が可能である。しかし、当該不法行為は離婚手続に関連するものである。身体的接触を原因とする損害賠償請求訴訟を提起すれば、当該訴訟と離婚訴訟の2つの訴訟に分割され、その結果紛争解決が遅延する。そこで、これを回避するため、妻の身体的接触の損害賠償請求は他の夫婦間紛争の争点に関連して離婚手続でなされるべきと考えるのである⁽¹⁰²⁾。第2は、出訴期限内に訴えが提起されたとしても、訴えの取下げ⁽¹⁰³⁾や訴訟要件を具備しておらず却下された⁽¹⁰⁴⁾場合には、出訴期限の進行は停止されない。

2. 出訴期限進行の停止が認められる対象

出訴期限の進行が停止される対象として以下のものがある。第1は、未成年者である。未成年者とりわけ幼児が被った医療過誤では、同人が成年に達するまで損害賠償請求の出訴期限の進行を停止する州制定法がある⁽¹⁰⁵⁾。多くの州では原則的に成年は18歳であり、未成年者は行為能力(capacity)が欠如している者とみなされる⁽¹⁰⁶⁾。行為能力の欠如を根拠とし

(101) Tevis v. Tevis, 400 A.2d 1189 (N.J. 1979).

(102) *Id.* at 1196.

(103) Lincoln Elec. Co. v. McLemore, 54 So.3d 833, 838 (Miss. 2010).

(104) Scarsella v. Pollak, 607 N.W.2d 711, 714 (Mich. 2000).

(105) *See, e.g.*, MD Code, Courts and Judicial Proceedings, § 5-201. 本法はメリーランド州法であるが、この適用を認めた事案にPiselli v. 75th Street Medical, 808 A.2d 508, 524 (Md. 2002). がある。

(106) *See, e.g.*, Modern Law of Contracts § 2:2 (updated 2020).

て州議会が出訴期限の進行停止を認めているのである⁽¹⁰⁷⁾。ただし、医療過誤事案では未成年者を年齢的に分割して停止を定める例がある。ミシガン州では、13歳に達しない年齢の未成年者が医療過誤で損害を被れば、15歳になるまで出訴期限が停止されると規定されている⁽¹⁰⁸⁾。またオレゴン州では、医療過誤により損害を負った幼児は、訴訟原因が発生してから5年経過するまでに訴えを提起しなければならない⁽¹⁰⁹⁾。幼年者は成年に達するまでに長期間を経ることになるため、証拠保全が可能な期間を勘案して出訴期限が定められていると推定できる。

また特定の法領域での出訴期限規定である訴え提起の遮断期間(cutoff period)と、未成年者の出訴期限規定との競合も存在する。例えば、製造物責任では遮断期間の定めがあり、出訴期限と同一の効果をもっている。これについて、オレゴン州控訴裁判所は1982年にKearney v. Montgomery Ward & Co., Inc.⁽¹¹⁰⁾で未成年者の出訴期限の進行が停止されると判断した。本件では、原告は14歳の時に、被告が製造した瑕疵ある自転車を走らせている際にケガを負った。事故後2年以上経過して、損害賠償請求の訴えを提起した。オレゴン州では未成年者の訴え提起について成年に到達してから1年間停止する旨が定められていた⁽¹¹¹⁾。一方で、製造物が初めて購入された日から8年以内かつ損害発生から2年以内に訴えを提起しなければならない旨も併せて定められていた⁽¹¹²⁾。本判決は、本件は製造物瑕疵事案であるが未成年者の出訴期限を停止させる規定が当該事案に適用されるべきと判断した⁽¹¹³⁾。未成年者のための停止規定の優先適用を認めたのである。

(107) See, e.g., Jones v. Black, 539 S.W.2d 123 (Tenn. 1976).

(108) Mich. Comp. L. Ann. § 600.5851 (8).

(109) O.R.S. § 12.110.

(110) 639 P.2d 682 (Or. 1982).

(111) O.R.S. § 12.160.

(112) O.R.S. § 30.905.

(113) Kearney, 639 P.2d at 645.

第2は、精神疾患の罹患者など制限行為能力(mental incapacity)者である。州法により出訴期限の進行を停止する一定の期間が定められている⁽¹¹⁴⁾。制限行為能力とは、日常的な事項が処理できない状態を意味する⁽¹¹⁵⁾。精神疾患が治癒した時点で停止が解除されるが⁽¹¹⁶⁾、これに該当する事案は出訴期限の起算点で一時的に心神耗弱または心神喪失状態であった場合に限定されよう。停止が必要とされるのは、一時的ということになる。そのため、精神疾患が治癒可能であれば、出訴期限の一般進行停止規定ではなく⁽¹¹⁷⁾、進行停止期間の短い特別規定が適用されることになる⁽¹¹⁸⁾。

なお、未成年者とその他の制限行為能力者に後見人が指定または選任されていても、多くの州では出訴期限の進行停止に影響を与えることはない。後見人が指定または選任されていない場合と同様である。なぜなら、出訴期限の進行停止を定める規定は制限行為能力者自身を保護対象としているからである⁽¹¹⁹⁾。

第3は収監である。加害者が刑務所に収監されると出訴期限の進行停止を認める規定が存在する。収監者への出訴期限の進行停止は、コモン・ローで有罪判決を受けた重罪人(convicted felon)が民事的に死亡していると考えられたことに由来している⁽¹²⁰⁾。しかし、州法上の当該規定では収監という文言ではなく単に能力の欠缺(disabilities)と定められているため⁽¹²¹⁾、裁判所は収監をこれに含めて解している。その際には厳格な解釈が

(114) *See, e.g.*, O.R.S. § 12.160.

(115) *Sherrill v. Souder*, 325 S.W.3d 584, 601 (Tenn. 2010).

(116) *Id.* at 599.

(117) *Id.*

(118) *See, e.g.*, S.D.C.L. § 15-2-22. 例えばサウス・ダコタ州法では、停止期間は最長で5年と定められている。ただし、心神耗弱または心神喪失が治癒すると1年以内に訴えを提起する旨も規定されている。

(119) *Emerson v. Southern Ry. Co.*, 404 So.2d 576, 580 (Ala. 1981).

(120) *Heard v Caldwell*, 364 F. Supp. 419, 421 (Ga. 1973).

(121) 例えば、オハイオ州のR.C. § 2305.16、ジョージア州のGa. Code Ann., § 9-3-90、アラバマ州のAla.Code 1975 § 6-2-8などである。

なされており、従前より収監には執行猶予⁽¹²²⁾や保釈中⁽¹²³⁾は該当しないと判断されてきた。その結果、アラバマ州では収監者は能力が欠如した者とみなされず民事訴訟の提起が可能であるとして、出訴期限の進行停止が否定されている⁽¹²⁴⁾。一方で、収監のために訴えの提起が実際に困難と裁判所が認定すれば、出訴期限の進行停止が認められる。例えば、1980年に第5巡回区連邦控訴裁判所はMiller v. Smithで、州刑務所の収監者が連邦裁判所に自由に提訴可能になるのが出訴期限経過後であれば、出訴期限の進行は停止されるべきであると判断している⁽¹²⁵⁾。

第4は被告が州外にいる場合である。被告が州内に訴状の送達先となる代理人がない場合もこれに含まれる⁽¹²⁶⁾。州外の企業が州内で訴状送達先となる代理人を選任していなければ、訴状が送達できないことになる。これを避けるため、訴状送達先の代理人が不在の場合を出訴期限の進行停止の対象に含み、当該代理人を指定して州務長官(Secretary of State)に申請することを促したと考えられているのである⁽¹²⁷⁾。しかし、この規定が州の正当な利益を担保するものではなく、合衆国憲法第14修正が定める法の平等保護に違反していると批判されるようになった。

これについて1982年に、合衆国最高裁判所はG. D. Searle & Co. v. Cohn⁽¹²⁸⁾で、それに違反しない旨の判断を示した。本件は、ニュー・ジャージー州に居住する女性が、主たる営業地はイリノイ州であるが、デラウェア州で設立された会社を相手取り、経口避妊薬による損害の賠償を求めて提訴した事案である。第1審のニュー・ジャージー州連邦地方裁判所は、州外の会社へも対人管轄権を及ぼすことができるロング・アーム法

(122) See, e.g., Mitchell v. Greenough, 100 F.2d 184, 187 (9th Cir. 1938).

(123) See, e.g., Bock v. Collier, 151 P.2d 732, 734 (Or. 1944).

(124) Whitson v. Baker, 463 So.2d 146, 150 (Ala. 1985).

(125) 615 F.2d 1037, 1042 (5th Cir. 1980).

(126) See, e.g., N.J.S.A. 2A:14-22.

(127) Senate Bill No. 953-L.1984, c. 131.

(128) 455 U.S. 404 (1982).

(long-arm)⁽¹²⁹⁾を適用すれば足りると考えた。出訴期限の進行を停止する規定は被告の利益を侵害するものであり、平等保護に違反すると判断したのである⁽¹³⁰⁾。原審の第3巡回区連邦控訴裁判所は、訴状送付先となる代理人が選任されていなければロング・アーム法で対人管轄権を及ぼせないと考えた。そして、出訴期限の進行停止を定めるニュー・ジャージー州規定は合理的目的があるため、違憲となる疑わしい分類を州外の被告に対して行っているわけではないと判断して第1審判決を覆した⁽¹³¹⁾。合衆国最高裁判所は、州法が基本的な憲法上の権利に関連せず、本質的に差別的ではない正当な政府の目的(*legitimate governmental end*)をもつのであれば、平等保護違反とはならないと判断した⁽¹³²⁾。そして、以下のとおりロング・アーム法が正当な政府の目的に反していないことを示した。第1に、ロング・アーム法は州外の会社に対し送達先を決めるなどの便宜を図るものではないことである。ニュー・ジャージー州外の被告に訴状の送達をしなくてはならなくなると、原告は州内の被告への送達よりも負担が多くなるからである⁽¹³³⁾。第2に、ロング・アーム法は州外の被告への送達についての条件を定めていることである⁽¹³⁴⁾。州外の被告に訴えを提起する場合、出訴期限の進行停止規定がなければ、訴状の送達先を調査するなど原告の負担が重くなるからである⁽¹³⁵⁾。

出訴期限の進行を停止される対象の第5は、兵役期間である。連邦法により、当該期間では州および連邦のいずれの裁判所でも出訴期限の進行が

(129) ロング・アーム法とは、州外の居住者である被告が法廷地の州と接触がある場合に人的管轄権を及ぼす州法上の規定を指す。召喚状および訴状が州外の居住者に対して送達される旨が定められている。See, e.g., T. C. A. § 20-2-113.

(130) Cohn v. G. D. Searle & Co., 447 F. Supp. 903, 910-11 (D. N.J. 1978).

(131) Hopkins v. Kelsey-Hayes, Inc., 628 F.2d 801, 809 (3rd Cir. 1980).

(132) Cohn, 455 U.S. at 408.

(133) *Id.* at 410.

(134) *Id.*

(135) *Id.* at 410-11.

停止される⁽¹³⁶⁾。現役つまり現在兵役に服している場合には、その期間は出訴期限が停止されるのである⁽¹³⁷⁾。とりわけ戦争状態では、交戦国の国民間での訴えの出訴期限が停止されることになる⁽¹³⁸⁾。

第6は、原告が被った損害やその他の情報について、被告による不正な隠蔽である。被告の不正が実際に訴訟原因の証拠開示を妨げるのであれば、出訴期限の進行が停止される⁽¹³⁹⁾。これは、制定法上の規定に抵触しない範囲で裁判所自らが出訴期限の進行停止を認めるもので、裁判所(judicial)またはエクィティ(equitable)による出訴期限の進行停止と呼ばれている⁽¹⁴⁰⁾。これを適用するには、①争点となる事実につき真実との認識および認識手段が欠けており、②不正な隠蔽をした当事者を信頼しており、そして③出訴期限の進行停止を認めなければ信頼した当事者の立場を不利にすることの3点が必要となる⁽¹⁴¹⁾。被告の虚偽により原告が欺かれて、出訴期限経過後に訴えを提起した場合には、エクィティ上の原則である禁反言(estoppel)が適用される。その際、被告は出訴期限が遅滞したことについての抗弁することができない⁽¹⁴²⁾。エクィティによる出訴期限の進行停止が認められるということは、不正に隠蔽した損害やその他の情報を禁反言により被告が後に主張できないことを意味するからである。

裁判所は禁反言の他に、被告によって出訴期限経過を促す行為をさ

(136) 50 U.S.C.A. § 3936. これは連邦裁判所での裁判手続に限定していない。単に裁判所(a court)と規定することにより、連邦を問わず州裁判所にも効力を及ぼしている。また本法は、戦争状態に限定するのではなく、広く兵役期間中での裁判手続を対象としている。Id. at § 3936 (a). 州法も戦争による出訴期限の進行停止を認めている。上記連邦法との違いは、適用対象を限定していることである。例えばニュー・ヨーク州法では、戦争状態での外国で発生した訴訟原因、外国人の権利、敵国および敵占領地域における非敵国人に関した定めを規定している。N.Y. C.P.L.R. § 209.

(137) *Remmie v. Mabus*, 846 F. Supp. 2d 91, 94 (D.C. 2012).

(138) *Frabutt v. New York, C. & St. L. R. Co.*, 84 F. Supp. 460, 464 (W.D. Pa. 1949).

(139) *Henderson Square Condominium Ass'n v. LAB Townhomes, LLC*, 46 N.E.3d 706, 716 (Ill. 2015).

(140) 1A AMERICAN LAW OF TORTS § 5:31 (updated 2020).

(141) *Hagen v. Faherty*, 66 P.3d 974, 978-79 (N.M. 2003).

(142) *Brown Transport Corp. v. James*, 257 S.E.2d 242, 243 (Ga. 1979).

れた場合には、エクィティに由来して出訴期限の進行停止を認めている。2014年にサウス・カロライナ州最高裁判所が下したDoe v. Bishop of Charleston⁽¹⁴³⁾がこれを示している。本件は、キリスト教司祭が信者である子供に対して性的虐待を行ったことにつき、その子供から損害賠償請求の訴えが提起された事件である。本判決は、司祭による組織的な隠蔽により当該事実が判明しなかったという理由を述べて、出訴期限の進行停止を認めたのである⁽¹⁴⁴⁾。また、2014年に第4巡回区連邦控訴裁判所はRaplee v. United Statesで、エクィティにより出訴期限の進行を停止させるためには、原告が出訴期限内に提訴できなくさせる異常な状況が必要であると示した⁽¹⁴⁵⁾。異常な状況による提訴不能の要件は第2巡回区連邦控訴裁判所でも認められている。2013年の医療過誤事案のPhillips v. Generations Family Health Center⁽¹⁴⁶⁾である。本件では、医療過誤を行った医師の所属が不明であり、被告となる病院が特定できなかった。連邦に勤務している者であることが連邦政府により開示されたのが、連邦法上の出訴期限経過後であった⁽¹⁴⁷⁾。本判決は連邦政府の情報開示の遅滞が異常な状況に該当すると判断し、情報開示時点まで出訴期限の進行を停止したのである⁽¹⁴⁸⁾。

したがって、エクィティ上の出訴期限の進行停止のための不正な隠蔽は、提訴を不能にさせる異常な状況となる。そこで原告は、損害などの重要な事実につき被告が積極的に隠蔽したことを示さなければならない⁽¹⁴⁹⁾。積極的な隠蔽とは、原告が被告に主張する重要な事実につき黙秘をするの

(143) 754 S.E.2d 494 (S.C. 2014).

(144) *Id.* at 501.

(145) 842 F.3d 328, 333 (4th Cir. 2016).

(146) 723 F.3d 144 (2d Cir. 2013).

(147) *Id.* at 146-47.

(148) *Id.* at 150.

(149) *See, e.g.,* Redwing v. Catholic Bishop for Diocese of Memphis, 363 S.W.3d 436, 462-63 (Tenn. 2012).

ではなく、実際に当該事実につき虚偽の陳述をすることである⁽¹⁵⁰⁾。とりわけ被告が原告に信認義務がある場合には、重要な事実の非開示を故意に行えば出訴期限の進行の停止が妥当となる不正な隠蔽であるととらえられている。例えば、歯科診療上の医療過誤で重要な事実が開示されていない場合には、歯科医師と患者の間に信認関係を認めて、これを前提にして重要な事実が判明する時点まで出訴期限を停止できると判断されている⁽¹⁵¹⁾。

なお、不正な隠蔽にかかる出訴期限の進行停止ルールは、欺罔の意思はないが相手の弱みにつけ込むなどの不公正な行為を行う擬制詐欺(*constructive fraud*)にも適用される⁽¹⁵²⁾。母親の財務相談を受けていた投資アドバイザーが、娘に内緒で自らを母親の遺言信託の受益者としていたことが擬制詐欺に該当し、損害賠償責任を負うと判断されている⁽¹⁵³⁾。

出訴期限は州立法部の裁量で自由に定められるため、自ずと各々の州で期限や起算点が異なることになる。制定法上の出訴期限の進行停止規定については、原告の訴権喪失を回避する目的で制定されている。ただし、裁判所がエクィティに基づいて合衆国憲法との関係を考慮した解釈を行っているために、出訴期限の進行を停止させることは一層複雑な構造となっているのである。そのため、訴え提起には管轄裁判所が所在する州で制定された出訴期限を精査することが必要となる。

おわりに

出訴期限は訴権の消滅を発生させる効果をもつ。裁判所によるコモン・ローではなく議会による制定法で定められてきた。これは13世紀以降数回にわたり議会により制定されてきたイングランドの伝統に拠るものであ

(150) *State ex rel. Heart of America Council v. McKenzie*, 484 S.W.3d 320, 325 (Mo. 2016).

(151) *Walk v. Ring*, 44 P.3d 990, 997 (Ariz. 2002).

(152) *See, e.g., Erdelyi v. Lott*, 326 P.3d 165, 175 (Wyo. 2014).

(153) *Id.*

た。出訴期限が制定法により規定されることはコモン・ローのみならずエクィティ裁判所においても受容され、アメリカに継受されたのである。コモン・ローを主たる法源とするイングランドにおいては、出訴期限は例外的に立法に拠るものであった。

アメリカではイングランドから出訴期限の概念を継受して以来、イングランドと同様に議会の立法に拠るものとされてきた。出訴期限を継受して自らが制定し始めるようになった初期、つまり19世紀のアメリカにおいては、出訴期限の根拠を巡る議論が続いた。原告の期限内に訴えを提起しない選択が自らの救済を否定すること、そして州議会が出訴期限を定める裁量をもつとして、出訴期限を正当化してきたのである。それ以降も検討が加えられた。現在では、記憶が喪失するため時機を失った請求を禁止すべきことや、時間経過とともに安寧化された紛争の反復を避けること、さらにはいかなる者にも一律に一定期間の経過により訴権を消滅させて恣意性を排除する目的があると考えられている。

訴権を消滅させ救済を否定する出訴期限は厳格である。しかし、その進行を停止させることにより厳格性が緩和される。出訴期限の進行停止が対象とされるものには未成年者などであるが、これは行為能力が制限されることを理由として訴え提起期間の厳格性が緩和されているからである。この点については日常的な事項が処理できない状態であると位置づけられる精神障害者も同様である。収監者については、被告が州外にいる場合や兵役にある場合と同様に、現実には訴え提起が困難になるからである。

訴え提起が困難になる場合に限り、立法により出訴期限の進行が停止される。裁判所は原則的に法適用をするのみである。裁判所が出訴期限の進行提起に関わるのは、被告による不正な隠蔽行為が存在したかを審理する際に限定される。その際にはエクィティで許容されるかが問われる。つまり、裁判所はエクィティ上の権限を根拠にして出訴期限に関わることができるということである。このような状況の下では、アメリカにおける出訴

期限という訴権の消滅をもたらす法制度は、歴史的制度継続性を踏まえて議会による原則と例外化、さらに裁判所による例外の補充化を通じて複雑に構成されているのである。

〈2020年度科学研究費基盤研究(C)「実体法を手段とした私人による法実現の比較法的研究－証券関係法と信託法を素材に－」課題番号[18K01342]による研究〉

(本学法学部教授)